

## 第 4 次中間答申に盛り込まれた提言に対する対応状況

項目	提言	現状と対応状況
<b>第 2 章 送信側の課題（1）－中継局の整備</b>		
<b>(1)中継局整備についての基本的考え方</b>	<p>① 国、放送事業者その他の関係者は、電波で直接受信していたか否かを問わず、アナログ放送時における地上放送の視聴者は全て、地上放送がデジタル化された後も引き続き、アナログ放送時に視聴していた放送を視聴することを可能とするよう、それぞれの役割を果たしていくべきである。</p> <p>② 放送事業者は、中継局ロードマップ上、アナログカバーエリア内で共聴施設やケーブルテレビに移行するとしている地域に対して、具体的な移行の計画と対応を明確にするよう努力すべきであり、国はそのための適切な指導を行っていくべきである。</p> <p>③ 視聴者が自分の住んでいる地域において、地上デジタル放送がいつ受信できるようになるか、その場合にどの中継局が視聴できるようになるのかが容易にわかるような情報が提供できるようにするべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本年 12 月末時点で、世帯数で約 92% をカバー予定。</li> <li>・ 中継局ロードマップを来年 3 月までに見直し公表する予定。</li> <li>・ 本年 9 月に市町村別ロードマップ（視聴可能時期を市町村別に示した「市町村別カバー世帯数のめやす」及び都道府県毎の「エリアのめやす」）を公表。来年 6 月を目途に、市町村別ロードマップのフォローアップを行う予定。</li> <li>・ 来年 6 月を目処にアナログ中継局とデジタル中継局との対比リストを作成し公表する予定。</li> </ul>
<b>(2)民間放送事業者の中継局整備に対する公的支援のあり方</b>	<p>① 放送事業者の一層の努力にもかかわらず建設の見込みの立っていない中継局の建設を確実にするため、来年度以降も引き続き中継局の建設について財政上の措置を国として検討していくことが必要である。</p> <p>② 平成 19 年度予算措置として設けられた交付金を用いたデジタル中継局整備事業は、中継局の本来の整備主体である放送事業者以外の市町村等を事業主体としていること、条件不利地域に設置を必要とする中継局は中継局ネットワークの終端に位置することが一般的であり、このような中継局をあら</p>	<p>① 中継局整備について、来年度予算を要求中。</p> <p>② 事業主体等のご指摘を踏まえ、改善する方向で、来年度予算を要求中。</p>

	<p>かじめ整備するためには、整備計画全体の前倒しが必要となるため、平成19年度においては対応が困難な中継局があったことなどが、更に改善すべき点として指摘できる。そのため、国が来年度の支援措置の検討を行う場合には、こうした点についても考慮する必要がある。</p>	
(3)ギャップファイラー	<p>① 早期にギャップファイラーが実用化できるよう、本年秋までに制度整備を進めるべきである。</p> <p>② 国においては、無線共聴施設としてのギャップファイラーの活用可能性について、各地域における具体的な設置検討に資するため、これまで国が行ってきた実証実験の結果も踏まえつつ、ギャップファイラーの適用地域のモデル化や無線共聴施設の置局イメージを本年中に明らかにすべきである。</p>	<p>① 山間地等ギャップファイラーの制度を本年10月に整備、免許申請の手引きを本年12月に公表。</p> <p>② 情通審放送システム委員会において、デジタル混信等の難視対策のためのギャップファイラーに関する技術的条件を審議中(来年1月一部答申の予定)。同審議においては、ギャップファイラーの適用地域のモデル化や無線共聴施設の置局イメージ案についても検討し、本年12月18日にそれらを公表。</p>
(4)中継局ロードマップ	<p>「検討中」とされているデジタル中継局や、中継局の設置の代わりに共聴施設やケーブルテレビによる対応について、早急に見込み時期の具体化に向けて国及び放送事業者において検討し、本年度中に中継局ロードマップの見直しを行うべきである。</p>	<p>・ 全国地上デジタル放送推進協議会において、中継局ロードマップを来年3月までに見直すよう作業中。</p>

項目	提言	現状と対応状況
<b>第3章 送信側の課題（2）－補完措置</b>		
(1) IP 同時再送信	<p>IP同時再送信によるサービスが、更に技術的改善が行われ、視聴者に利用しやすい条件で平成20（2008）年のできるだけ早期に実用化されとともに、サービス提供地域と提供開始時期を事業上可能な範囲内でできるだけ早期に検討し公表するよう、電気通信役務利用放送事業者に働きかけを継続することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地上デジタル放送補完再送信審査会において、「地上デジタル放送 IP 再送信方式審査ガイドライン」を公表（本年10月）。</li> <li>・ IP再送信方式の審査を希望する電気通信役務利用放送事業者からの申請受付を開始（本年11月）。</li> </ul>
(2)衛星によるセーフティネット	<p>① 国は、セーフティネットのための所要の制度整備等を行うための考え方を、また、国及び放送事業者は、衛星によるセーフティネットを実際に行うための具体的な方法を、早急に検討し、本年中のできるだけ早い時期に公表することが適当である。</p> <p>② その際、セーフティネットの対象となる視聴者が放送を受信するための対応を行う期間が十分に確保できるようにするため、できるだけ早期にセーフティネットが開始されるよう検討することが適当である。</p> <p>③ 地上系のネットワークにより視聴する世帯と、衛星によるセーフティネットを通じて視聴する世帯との間に、著しい負担の格差が生じないよう、配慮するための方策を国において検討することが必要である。</p> <p>④ 衛星を利用したセーフティネットの対象となる世帯に対して、必要な情報が提供されるよう配慮される必要がある。</p>	<p>① 全国地上デジタル放送推進協議会において、セーフティネットの具体的方法を検討し、本委員会に報告・公表。</p> <p>② 開始時期は、「できるだけ早期に」という提言を踏まえて、2009年度内を目指すこととしている。</p> <p>③ 「地上系のネットワークにより視聴する世帯と、衛星によるセーフティネットを通じて視聴する世帯との間に、著しい負担の格差が生じないよう、配慮するための方策」については、情報通信審議会においてご議論いただいた上で、国として取り組む予定。</p> <p>④ 情報提供については、地方公共団体とも連携して取り組んでいく予定。</p>

項目	提言	現状と対応状況
<b>第4章 受信側の課題（1）－受信機の普及と利便性の向上</b>		
(1)受信機の普及等	<p>① アナログ受信機を使い続けることを望む国民のニーズに対応するため、現在広く普及しているアナログ受信機に接続してデジタル放送を視聴するための最小限の機能を有する簡易なチューナー等が早期に安価に市場に出回るよう取組が行われることが必要である。</p> <p>② 公共施設におけるデジタル化を促進するため、総務省は他省庁との連携を更に強化していく必要である。</p> <p>③ 総務省は、リサイクルを担当する関係省庁とも連携して廃棄・リサイクル対策に取り組むべきである。</p>	<p>① メーカーとの意見交換の場で検討を要請中、また、簡易なチューナーの仕様取りまとめに向け、関係団体で仕様検討を開始。</p> <p>② 内閣官房に「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」を設置し、検討中。</p> <p>③ 上記②と同様。</p>
(2)受信機購入に対する支援	<p>支援の具体策について、国は、平成20年夏までに検討して公表するよう提言する。</p>	<p>・ 今後、情報通信審議会でご議論いただき、その結果を踏まえて、国として取り組む予定。</p>
(3)著作権保護方式の見直し	<p>「コピーワンス」の在り方が改善され、視聴者の理解を得ていくことにより、デジタル放送の受信機器の普及が進むことが期待される。</p>	<p>・ 著作権保護方式については、第4次中間答申の提言を受け、来年6月を目指して放送事業者及びメーカーにより実装のための検討が進められている。</p>
(4)字幕放送等の充実	<p>ユニバーサルな情報発信手段である字幕放送の一層の拡充に向けて、国においては、新たな行政指針の策定及び字幕番組制作費への助成スキームの拡充等環境整備への取組が検討されるとともに、放送事業者においても、上記指針及び各放送事業者の字幕拡充計画に基づき、積極的に字幕放送の実施に取り組むことが望まれる。</p> <p>また、視覚障害者にとって、有用な解説放送も充実されることが望まれる。</p>	<p>・ 本年10月に、平成29年度までの字幕放送・解説放送の普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定・公表。</p>
項目	提言	現状と対応状況

第5章 受信側の課題（2）－共聴施設の改修等		
(1)共聴施設の改修	<p>工事体制の問題も含めて、改修時期の平準化に取り組んでいくことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共聴施設の早期改修促進に向けて、現状調査、説明会開催、業界団体等への協力依頼、番組活用、辺地共聴施設改修支援等の検討や実施に取り組んでいる。</li> </ul>
(2)辺地共聴施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 辺地共聴施設の状況の把握、デジタル改修の進捗状況、共聴施設管理者への改修の働きかけを行うための具体的体制を本年秋までに構築すべきである。</li> <li>② 国は、交付金制度の課題について、予算要求の中で改善が図られるよう、検討を進めるべきである。</li> <li>③ 受信点移設のための調査が必要となるケースについて共聴施設の設置者をサポートするソフト面での対応を検討することも必要である。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 本省に総務大臣を本部長とする地上デジタル放送総合対策本部を、各地方総合通信局等に地上デジタル放送総合対策本部を設置。これらとの連携の下、関連機関・団体と総合的かつ一体的に、諸活動の目標設定と進捗管理・評価、早期のデジタル化対応を促すための周知広報活動及び施設のデジタル化対応状況の継続的把握・管理等の共聴施設に係る取組みを推進するため、都道府県（参加希望の市区町村を含む）、放送事業者、建築関係団体、経済団体、工事関係団体等で構成する連絡・連携体制を、年度末を目途に全都道府県で整備する予定（一部都道府県では整備済み）。</li> <li>② ご指摘を踏まえて、制度改善が図られるよう、来年度予算を要求中。</li> <li>③ 全国10箇所程度の地域相談・対策センター（仮称）の設置について、来年度予算を要求中であり、できる限りのサポートを行う予定。</li> </ol>

<p><b>(3)集合住宅共聴施設及び受信障害対策共聴施設</b></p>	<p>① 都市受信障害施設については、国を中心に、関係業界や市町村等の協力を得て、施設の状況やデジタル改修の進捗動向の把握、施設管理者等への改修の働きかけを行うための具体的体制を本年秋までに構築し、できるだけ早い時期にこれらの施設のデジタル化対応できるよう周知広報に努めるべきである。</p> <p>② 集合住宅共聴施設のデジタル化対応については、管理組合等居住する受信者自らが対応することとされているが、工事時期の平準化の観点から管理組合等の施設所有者に対して工事の前倒しを促す周知広報を行っていくとともに、受信者からの相談に的確に対応できるよう相談体制の充実・強化が必要である</p>	<p>① 第5章（2）についての現状と対応状況①で言及している連絡・連携体制において、都市受信障害施設・集合住宅共聴施設についても対応。</p> <p>② 不動産等関係業界団体を通じて、集合住宅等への周知広報を実施することを検討中。また、地域の主要行事などあらゆる機会を捉えて、広く周知広報を実施するとともに、説明会等を開催するなどして、共聴施設設置者等に対して工事の前倒しを促す取組を実施。</p>
<p><b>(4)デジタル混信</b></p>	<p>① 混信の発生が想定される地域と考え得る対応策を国及び放送事業者において早急に検討すべきである。</p> <p>② 補完的な中継局を置局したり共聴施設を設置したりする場合であって自助努力による対応が困難な場合についての支援を検討すべきである。</p>	<p>① 全国地上デジタル放送推進協議会において混信対策を専門に検討等するワーキングを本年12月に設置。</p> <p>② 補完的に設置する中継局等の整備支援について来年度予算で要求中。</p>

項目	提言	現状と対応状況
<b>第6章 周知広報</b>		
(1)デジタル化の意義の周知	なぜデジタル化を進めるのか、ということについて国民の理解が得られるようさらに周知広報を行うべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル放送の意義・メリットに関する情報を記載したリーフレットを配布。</li> </ul>
(2)周知広報の体制	国は、受信相談の拡充等地域レベルでの相談体制を平成20年度中に整備していくべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国10箇所程度の現地対策センターの設置について、来年度予算を要求中。</li> </ul>
(3)周知広報の内容	<p>① デジタル放送の受信方法に関する情報についての周知の徹底が必要である。</p> <p>② そもそも自分の住んでいる地域において地上デジタル放送が受信できるか、いつ受信できるようになるか容易にわかるよう中継局等の整備計画等をさらに明確にしていくことも必要である。</p> <p>③ 公的機関を騙った詐欺等のいわゆる悪質商法を防止するためには、自分がどのような行動をとれば良いのか、費用負担も含めた正確な知識を高齢者等に身につけてもらうことが必要かつ効果的であり、関係機関とも連携した周知広報を行っていく必要がある。</p>	<p>① デジタル放送の受信方法に関する情報を記載したリーフレットを配布。集合住宅等に対しては、関係業界等を通じて周知をする予定。また、放送番組を活用した周知も検討中。</p> <p>② 本年9月に市町村別ロードマップ（視聴可能時期を市町村別に示した「市町村別カバー世帯数のめやす」及び都道府県毎の「エリアのめやす」）を公表。 また、中継局ロードマップを来年3月目処で見直し公表するとともに、来年6月目途に、市町村別ロードマップのフォローアップを行う予定。</p> <p>③ 内閣官房に「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」を設置し、検討中。</p>
(4)周知広報の方法	きめ細かな周知広報の観点からは、これまでのマスを対象とした周知広報活動に加え、さまざまな場面をとらえた周知広報活動を行っていくことを検討していくべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産等関係業界団体を通じて、集合住宅等への周知広報を実施することを検討中。また、辺地共聴施設について説明会等を通じて周知広報を実施。</li> <li>また、総務省地上デジタル放送総合対策本部での検討を踏まえ、地方公共団体に周知広報等に関する協力を依頼（11月に依頼文書発出）。</li> </ul>

項目	提言	現状と対応状況
第7章 公共分野への利活用	<p>① 平成17年度・平成18年度に総務省が行った実証実験の結果を含め、地上デジタル放送の公共分野への利活用の有用性を周知・PRしていく必要がある。</p> <p>② これまで、各地で実施されている利用事例を調査し、公共分野における効果等を総合的に分析し、地方公共団体等への情報提供を行い、公共分野の利活用の実用化を推進していく必要がある。</p> <p>③ 日本における地上デジタル放送の公共分野における高度な利活用の実績を、国内にとどまらず様々な機会で広く世界に周知・PRすることにより、日本国内で培った地上デジタル放送の高度利活用技術を世界に普及させていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実証実験の結果をとりまとめて、総務省のホームページで公表。</li> <li>・ また、とりまとめ結果を、全国の都道府県・市町村に配布。</li> </ul>



項目	提言	現状と対応状況
<b>第8章 アナログ放送の終了にあたっての課題</b>		
(1)デジタル放送への全面移行のための体制	総務省は、関係省庁による取組を喚起し、確実にアナログ放送を終了させるために、政府全体としての取組が行われることとなるよう努めるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省に地上デジタル放送総合対策本部を設置（本年9月）するとともに、内閣官房にデジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議を設置（本年9月）。</li> </ul>
(2)デジタル放送の視聴実態の把握	アナログ放送の終了に向けた工程表（ロードマップ）の作成、そのための工事の地域的・時間的平準化を検討するための基礎資料となるよう、今後、更に詳細な実態の把握が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実態調査の改善について、全国地上デジタル放送推進協議会において検討中。</li> </ul>
(3)デジタル受信のための工事集中回避のための取組	4年間のうちに出来る限り早い段階で、デジタル受信のための準備が整うよう、視聴者理解の醸成のための周知広報に取り組むことが重要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレビスポットの実施等により周知広報を徹底。また、不動産等関係業界団体を通じて、集合住宅等への周知広報を実施することを検討中。さらに、辺地共聴施設について説明会等を通じて改修を促進。放送番組の活用も検討中。</li> </ul>
(4)アナログ放送の終了のための課題の洗い出しと解決のための体制	課題の把握と対応体制のあり方について、各主体を先導する役割を果たす国、電波の送信主体である放送事業者が中心となって平成20年夏までに基本案の検討を行い、これを基にメーカー、流通、地方公共団体など、あらゆる関係者が参画して具体的方策をとりまとめ、早期に公表すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国地上デジタル放送推進協議会において、検討会を設置して検討中であり、今後、情報通信審議会におけるご議論を踏まえて、アナログ放送終了のための具体的方策をとりまとめる予定。</li> </ul>
(5)アナログ放送の終了のための計画の立案と公表	アナログ放送終了のための具体的な計画は、視聴者がデジタル放送受信のための対応を行うために重要な情報となるものでもあることから、国及び放送事業者において早急に検討を開始し、平成20年夏までに計画を立案し、公表・周知していくべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国地上デジタル放送推進協議会において、検討会を設置して検討中であり、今後、情報通信審議会におけるご議論を踏まえて、アナログ放送終了のための計画を立案する予定。</li> </ul>